

繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 要綱第3条第1項第2号及び別表2に規定する「小売業又はサービス業に属する事業」とは、小売業又はサービス業（飲食店を含む）の営業を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める営業、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動又は政治活動を行う場合は対象外とする。

3 要綱別表2に規定する「賃借した空き店舗の改装（賃借後最初に行うものに限る。）に係る費用で市長が適当と認めるもの」及び「店舗の改装（申請後最初に行うものに限る。）に係る費用で市長が適当と認めるもの」（以下「改装費」という。）とは、内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りなどの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事）、設備工事（空調・電気・ガス・水道の配線、配管、給排水などの工事）及び建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）や器具・備品（テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等）とする。

4 前項の規定にかかわらず、リニューアルを行う場合は、単なる老朽化した設備の更新や備品の改修等は対象とならず、申請する改装費や備品購入費等のうち、サービス内容の変更・追加や事業規模の拡大を図ることのできるもののみを対象とする。

5 要綱別表2に規定する「空き店舗の賃借料」（以下「賃借料」という。）とは、敷金、礼金、共益費、保証金等を除く賃借料月額のうち12か月分とする。

(暴力団等との密接関係者)

第3条 要綱第4条第3号に規定する者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 暴力団員が事業主又は役員となっている者。

(2) 実質的に暴力団員がその運営に関与している者。

(3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者。

(5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者。

(6) 自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用した者。

(7) 役員等が、暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、要綱別表2に規定する改装費（消費税及び地方消費税を除く）又は補助対象者が賃借する店舗の賃借料（消費税及び地方消費税を除く）のいずれかとする。ただし、店舗以外の階も含めて賃借する場合であって、賃貸借契約における店舗部分の賃借料が明らかでない場合は、別に定める「空き店舗（内階段）に係る賃借料算定基準」によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、リニューアルの場合は要綱別表2に規定する改装費（消費税及び地方消費税を除く）のみとする。

3 工事の施工（設計を含む）については、市内の事業者が発注したものにより補助の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

(1) 既存の設備等の修繕や改修で他の事業者では対応できない場合

(2) 特殊な技術や経験、知識を要するなどにより市内の事業者では対応できない場合

(3) 市外の企業からしか調達できない備品等の購入

(4) その他、工事や業務の性質上、特定事業者が発注せざるを得ないと市長が認める場合

5 前項各号に該当する場合は、市内企業に工事等を発注できない理由書（第1－2号様式の2）を補助金交付申請時に提出するものとする。

(審査について)

第5条 市長は、要綱別表2の繁華街エリアにおける新規出店支援事業又は繁華街エリアにおけるリニューアル支援事業を実施するにあたり、補助事業者の選考を行うものとする。審査にあたっては、外部有識者等の専門家の意見を参考にするものとする。

2 市長は、繁華街エリアにおける新規出店支援事業又は繁華街エリアにおけるリニューアル支援事業の補助事業者決定についての審査結果を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請について)

第6条 要綱第8条に規定する交付申請をしようとするものは、当該空き店舗の賃貸借契約後、賃借料の場合は補助事業開始前（店舗の開業日前）、改装費の場合は、工事開始前に補助金交付申請書（第1－1号様式又は第1－2号様式）を提出しなければならない。

2 要綱第8条の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 履歴事項全部証明書の写し及び暴力団排除に関する誓約書兼役員一覧

(2) 賃貸借契約書の写し

(3) 事業計画書（事業内容が分かるもの）

(4) 営業時間が分かる販促物等

(5) 改装費による申請の場合、改装費の見積書の写し等所要金額が分かる根拠書類、改装工事図面及び改装費工程表

ただし、見積金額が20万円以上の場合は3社以上の見積書の写しを徴収し添付するものとする。

3 補助期間の終期が年度を超える補助事業については、補助事業の残存期間かつ補助限度額の範囲内で申請することができる。2年度目の申請期限は、年度最初の賃借料の支払前までとする。

(補助金の交付決定通知)

第7条 前条に規定する決定の通知は、文書で行うものとし、その通知は補助金交付決定通知書(第2-1号様式、第2-2号様式)によるものとする。

(補助対象事業の変更又は中止)

第8条 補助対象者は、原則として、交付決定を受けた内容の範囲内で補助対象事業を行うものとする。

2 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更し、又は当該補助金交付決定後3年以内に市長が認める正当な理由なく中止しようとするときは、あらかじめ補助金交付変更(中止)承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。

3 市長は前項にする申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付変更(中止)承認通知書(第4号様式)による文書にて申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付決定取消)

第9条 要綱第14条に規定する取り消しの通知は、交付決定取消通知書(第5号様式)によるものとする。

(補助金の返還)

第10条 要綱第15条に規定する返還命令の通知は、文書で行うものとし、その通知は交付決定取消通知書兼返還命令書(第6号様式)によるものとする。

(実績報告)

第11条 要綱第11条に規定する実績報告は、補助金実績報告書(第7-1号様式、第7-2号様式)によるものとする。

2 要綱第11条の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 賃借料による場合、補助対象物件の賃借料の支払いの事実を確認できる書類(領収書、振込伝票、通帳の写し等)

(2) 改装費による場合、改装工事代金支払いの事実を確認できる書類(領収書、振込伝票、通帳の写し等)並びに改装工事着工前及び改装工事完了後の写真、及び工事完了届の写し

(3) 月毎の売上高や経費等が分かる書類の写し

(補助金の交付額の確定について)

第12条 要綱第12条に規定する確定の通知は、文書で行うものとし、その通知は補助金確定通知書(第8号様式)によるものとする。

(補助金の交付について)

第13条 賃借料への補助金の交付は、補助金の額の確定後、当該補助事業者からの概ね3か月毎の正当請求に基づき行われるものとする。

(補助金の請求について)

第14条 補助金の支払いを受けようとするときは、要綱第12条に規定する補助金の額の確定後に、市指定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 賃借料の補助金の交付決定を受けた補助事業者は、事業を実施するのに必要がある場合、概算払の請求をすることができる。

(事業の実施状況等の報告)

第15条 改装費への補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から3年間、各年度の事業の実施状況を事業実施状況報告書(第9号様式)により、各年度終了後30日以内に提出しなければならない。

2 前項による事業実施状況報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 月毎の売上高や経費等が分かる書類

(2) 直近の決算書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(関係書類等の保管)

第16条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、会計帳票類を備え、要綱第16条第2項に規定する期間中は、当該帳票類及び証拠書類を保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めのないものは北九州市補助金等交付規則に準じ、その都度産業経済局長が定めるものとする。

付 則

(施行期日)

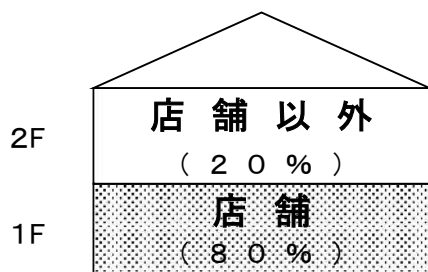
この要領は、令和7年6月27日から施行する。

空き店舗（内階段）に係る賃借料算定基準

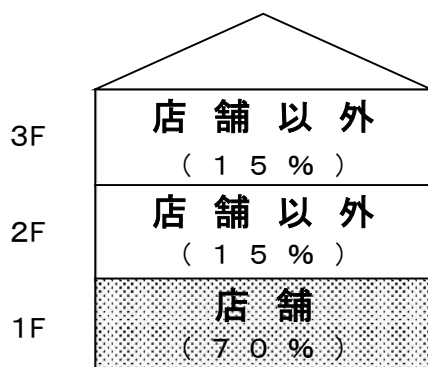
複数階の空き店舗（内階段）を賃借する場合で、賃貸借契約における店舗部分の賃借料が明らかでない場合、次の賃借料割合により算定した額を店舗部分の賃借料とみなす。

※店舗以外とは、倉庫、事務所、従業員休憩所、住宅など。

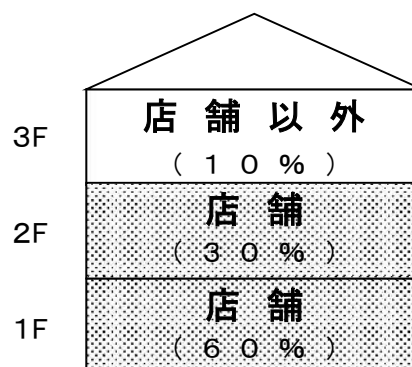
1 2階建の場合で2階が店舗以外の場合



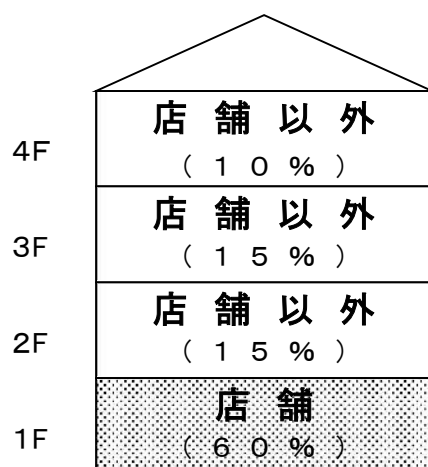
2 (1) 3階建の場合で2階以上が店舗以外の場合



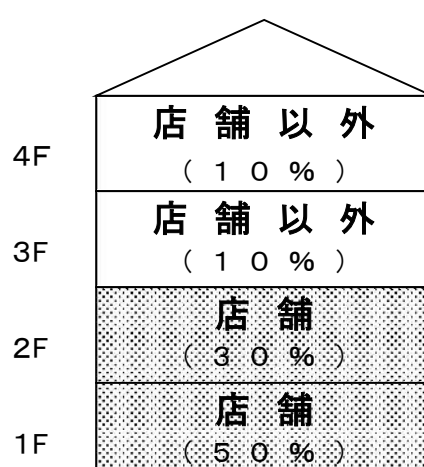
(2) 3階建の場合で1・2階が店舗、3階が店舗以外の場合



3 (1) 4階建の場合で2階以上が店舗以外の場合



(2) 4階建の場合で1・2階が店舗、3・4階が店舗以外の場合



注 地域的又は建物の構造的に当該基準が実情に合わない、その他上記基準で判断することが困難な場合は、別に店舗部分の賃借料を算定するものとする。